

平成28年度 鑑定評価モニタリング結果について

結果の概要

- 平成28年7月から10月にかけて、計50業者の事務所に地方整備局等の検査官が立ち入り、法令遵守状況や鑑定評価等の実務の状況の確認、鑑定評価書の審査を実施。
- 地方整備局等による検査に加え、全国統一的な観点から、本年度の検査対象となった計50業者※に係る鑑定評価書(計94通を抽出)について、本省において集中的な審査を実施。
※このうち1業者については、法令遵守状況等の確認のみ実施。
- 審査の結果、計40業者の業務に関し、改善を要する点が見受けられたため、行政指導を実施。
(嚴重注意:7業者、助言:33業者)
- 証券化対象不動産の鑑定評価については、検査対象11業者のうち計7業者について、鑑定評価プロセスの説明が不十分な点等が見受けられたため、行政指導を実施。(助言:7業者)
このうちJリート関連の鑑定評価については、行政指導の指摘なし。(検査対象3業者)

参考：検査対象業者の内訳(評価目的別)

鑑定評価書の審査対象となる評価目的	H28		H27		H26
証券化不動産に係る鑑定評価	<u>11業者</u>	←	19業者	←	20業者
財務諸表の作成に係る鑑定評価	<u>18業者</u>	←	12業者	←	13業者
資産評価に係る鑑定評価	<u>20業者</u>	←	18業者	←	17業者
	<u>計50業者</u> ※	←	計50業者	←	計50業者

※ このうち1業者については、法令遵守等の確認のみ実施